

浜環政第63号
令和元年6月28日

スズキ株式会社
代表取締役社長 鈴木 俊宏 様

浜松市
浜松市長 鈴木 康友



「(仮称)青谷コース新設事業に係る環境影響評価
事後調査計画書」に関する意見について

令和元年5月31日付で提出された標記計画書に対し、浜松市環境影響評価条例第38条第1項に基づき環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10

電話：053-453-6146 FAX：053-450-7013

e-mail：kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(仮称) 青谷コース新設事業に係る

環境影響評価 事後調査計画書に関する市長意見



I 全般的事項

- 1 事後調査を適切に行うことにより、期待された環境保全措置の効果が得られているか検証し、専門家の指導及び助言を受けた上で、必要に応じて追加の環境保全措置を検討・実施すること。
- 2 対象事業に係る工事着手後に追加の環境保全措置又は事後調査が必要なことが判明した場合には、専門家の指導及び助言を受けた上で速やかに対応すること。
- 3 事後調査の結果については、追加の環境保全措置及び事後調査の内容も含めて、事後調査報告書により公表すること。
- 4 対象事業実施区域の近傍では、本事業と同時期に「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業」が進められている。当該事業者間でそれぞれの事業の環境影響に関する情報を共有し、本事業の環境保全措置や事後調査の実施に当たっては複合的な環境影響を勘案すること。
- 5 工事、施設の稼働及び維持管理について積極的に情報を公開し、住民の理解と協力が得られるよう努めること。